

大阪府課税自主権活用研究会 中間とりまとめ 概要(案)

～課税自主権を活用する場合の考え方～

H23.6.30現在

1. 税による歳入の確保が必要

- ・ 税制改正による地方税の充実 国と地方の役割分担を明確にしたうえでの検討が必要。
- ・ 課税自主権の活用 法定外税と超過課税は府独自で実施可能。しかし、厳しい財政状況の根本的解決にはつながらない。

2. 受益と負担の考え方

- ・ 「受益」とは、国や地方自治体が提供する行政サービスから住民が受ける利益のこと。
- ・ 用途と負担者を直接個別に結びつける必要はないが、結びつける方が増税に対する理解を得やすい。
- ・ 特に標準以上の負担を求める場合は、説得力のある説明ができるかどうか重要となる。

3. 税収の用途の考え方

(1) 新規事業に 充てる場合

- ・ 増税して新たなサービスか、現状維持かという選択肢を示すべき。
- ・ 新規事業に必要な経費やその考え方を示していくことが必要。
- ・ 歳出について、国の基準を満たすために必要な部分と、大阪府の裁量で標準以上のサービスを実施するために必要な部分を、明確に示しておくことが必要。

(2) 既存事業に 充てる場合

- ・ 現行サービスの廃止か増税などの負担増かという選択肢を示すべき。
- ・ 現行のサービスを維持するために必要となる負担増について整理し、示していくことが必要。
- ・ 他の地域を上回るサービスが存在していることを、分かりやすい形で示していくことが必要。

(3) 財政健全化の 財源とする場合

- ・ 府債を増やさないために増税することにも、一定の理屈は存在する。
- ・ 今の世代が過去に受けた便益に対して一定の負担をしていくべきではないか、という議論を投げかけることは重要な課題。
- ・ 府民に提供した過去の行政サービスの内容を具体的に示す必要がある。

森林保全などの環境目的で個人県民税の超過課税が31県で、産業廃棄物抑制を目的とした法定外税が27道府県で導入されている。今後、超過課税や法定外税について具体的に検討する場合は、上記「受益と負担の考え方」、「税収の用途の考え方」を踏まえるべき。